

# 横浜市記者発表資料

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

令和7年9月29日  
市民局市民情報課

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3257号及び第3258号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3257号では、横浜市長が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3258号では、公立大学法人横浜市立大学が行った一部開示決定は妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

(1) 「(5) 口座振込払申出書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3257号】

(2) 「保険調剤薬局整備・運営事業 事業用定期借地権設定契約公正証書」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3258号】

### 2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	請求者	実施機関
3257	令和5年12月7日	令和5年12月21日	令和6年1月4日	令和6年1月31日	個人	市長
3258	令和5年9月14日	令和5年10月31日	令和6年1月4日	令和6年2月1日	個人	公立大学法人 横浜市立大学

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3257	「(5) 口座振込払申出書」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示  <b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当</b> ・個人の住所、氏名、個人印の印影、電話番号、生年月日、振込先 (個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。) <b>条例第7条第2項第3号アに該当</b>	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		<p><b>・法人の金融機関等の名称、預金の種類、口座番号</b>            (法人の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</p>	
3258	<p>「保険調剤薬局整備・運営事業事業用定期借地権設定契約公正証書」(以下「本件審査請求文書」という。)</p>	<p>一部開示</p> <p><b>条例第7条第2項第1号に該当</b></p> <p><b>・個人の生年月日及び住所、乙代理人の氏名、一級建築士の登録番号及び氏名</b>            (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</p> <p><b>条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <p><b>・賃料の金額</b>            (開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</p>	原処分妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3257	<p><b>《横浜市財産評価審議会の委員について》</b>            横浜市財産評価審議会(以下「審議会」という。)は、市長(地方公営企業にあっては、当該地方公営企業の管理者)の諮問に応じ、公有財産の取得、交換、処分、貸付け及び使用許可の場合における価格を評定する市長の附属機関である。審議会の委員の任期は3年であり、身分は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b>            本件審査請求文書は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの審議会の委員への報酬の支払のために受領した口座振込払申出書である。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の住所、個人印の印影、電話番号、生年月日、金融機関等の名称、預金の種類、口座番号、口座名義人等を条例第7条第2項第1号に該当するため不開示とし(実施機関は一部開示決定通知書等において「氏名」を不開示としたとしているが、口座名義人以外の氏名は開示されている。)、法人の金融機関等の名称、預金の種類及び口座番号を同項第3号アに該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は個人の住所の町区域まで及び口座名義人の開示を求めていたため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第1号の該当性について》</b>            ア 個人の住所は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>審査請求人は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第169号(以下「答申第169号」という。)及び開示請求に対する開示の慣行から、住所のうち町区域までは開示すべき旨を主張する。</p> <p>しかし、答申第169号は、公立中学校の教職員に対する通勤手当支給要件具備の確認のた</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>めに通勤経路を把握する必要があり、通勤行為は職務に当然に付随するという公的性質があることを踏まえて、通勤方法の別、区間、通勤経路の略図（最寄りの交通機関から自宅までの地図が記載されたものを除く。）等を開示すべきと判断したものと解される。一方、本件においては、審議会の委員に通勤手当は支給されておらず、通勤経路を把握する必要もないことから、答申第169号とは事案を異にするため、その判断が先例として本件に妥当するわけではない。</p> <p>また、本件において住所のうち町区域までを公にすると、既に公開されている審議会の委員名簿等の他の情報と照合することにより、個人の住所が推測されるおそれがあると認められるため、住所の全てを不開示とした実施機関の判断は妥当である。</p> <p>イ 不開示部分のうち口座名義人の欄には審議会の各委員の氏名が記載されている。</p> <p>振込先の口座名義人は、通常戸籍上の氏名と一致するところ、これを公にすると、既に公開されている審議会の委員名簿等の他の情報と照合することにより、審議会の各委員が日常生活等において旧姓等を使用しているか否かの情報が判明する。このような情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。</p> <p>また、横浜市において、旧姓等を使用しているか否かを公にするという慣行はないから、本号ただし書アに該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3258	<p><b>《「公立大学法人横浜市立大学附属病院 保険調剤薬局整備・運営事業」（以下「本事業」という。）に係る事務について》</b></p> <p>横浜市立大学病院医学・病院企画課では、医療機能向上、地域連携の推進及び患者サービス向上のため、貸付期間が10年の事業用定期借地方式で病院敷地内に高度薬学管理機能を備えた保険調剤薬局（以下「敷地内薬局」という。）を設置する事業（本事業）を行っている。</p> <p>本事業では、敷地内薬局を開設・運営する事業者の選定を公募型プロポーザルにより行い、最も評価の高かった事業者と本事業に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）を締結し、また、本件審査請求文書を作成した。</p> <p><b>《本事業審査請求文書について》</b></p> <p>本事業審査請求文書は、本事業に使用する土地に係る事業用定期借地権設定契約公正証書である。</p> <p>実施機関は、本事業審査請求文書のうち個人の生年月日、住所、乙代理人の氏名、一級建築士の登録番号及び氏名を条例第7条第2項第1号に、本事業審査請求文書に記載された「賃料の金額」（以下「本事業金額」という。）を同項第3号アに該当するため不開示としている。このうち、審査請求人は本事業金額についてのみ開示を求めているため、当審査会では、条例第7条第2項第3号アの該当性について、以下検討する。</p> <p><b>《条例第7条第2項第3号アの該当性について》</b></p> <p>ア 実施機関は、本事業金額は本事業に使用する土地の賃料の月額であり、開示することにより、法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当すると主張している。そこで、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 本事業は、実施機関の土地を貸し付けて、事業者がその土地に自らの費用で薬局を建設及び運営し、運営の中で事業者が収益を得る仕組みであり、委託契約ではない。</p> <p>(イ) 優先交渉権者評価基準書に記載されている各評価項目の総合評価点が最も高い者が優先交渉権者とされ、土地使用料提案額は評価項目の一つである。どの項目に重点をおくかどうかも含めて事業者の提案であるため、土地使用料提案額は、競合する他事業者よりも多くの評価点を得るために各事業者が独自に検討した提案額といえる。</p> <p>(ウ) 本事業により医療機能向上や地域連携の推進、患者サービス向上のため、貸付期間が10年の事業用定期借地方式で敷地内薬局を開設・運営する事業者を選定する公募型プロ</p>

答申番号	判断の要旨
	<p>ロポーバル（以下「本件プロポーバル」という。）時に提示された提案内容を基に基本協定書が締結されるため、選定業者の土地使用料提案額で協定は締結となる。</p> <p>(エ) 本件プロポーバルの選定結果は公表しているが、公表されるのは総合評価点数のみであり、土地使用料提案額については公表していない。</p> <p>(オ) 実施機関の決算では、貸付料は収益として計上されるが、決算書等においても収益の細目として貸付料の金額まで公表されているものはない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>本件プロポーバルの優先交渉権者評価基準書を確認したところ、土地使用料提案額は評価項目の一つであることが確認できた。そのため、土地使用料提案額は競合する他の事業者より高い評価を得るために法人が検討し決定して提案したものであり、法人の営業上のノウハウであると認められる。</p> <p>また、当審査会で基本協定書を確認したところ、第4条第5項において「・・・土地貸付料は、応募時に提出した土地使用料提案額（年額）を12月で除した金額を月額とする。」と記載されており、本件金額が開示されると土地使用料提案額（年額）が推測できることが認められる。</p> <p>さらに、当審査会において本件プロポーバルの結果及び実施機関の決算書等の確認を行ったところ、本件プロポーバルの結果では、評価点数は総計のみが公表されており、各評価項目の点数及び土地使用料提案額は公表されていないことが認められた。実施機関の決算書等についても、貸付料等の細目は確認できず、本件事業の貸付料の金額を推測することができる情報も公表されていないことが認められた。</p> <p>したがって、本件金額は、これを公にすることにより、土地使用料提案額が明らかとなるため、法人の営業上のノウハウであり、本件事業と類似する他の公募等に参加する際に、提案内容を他の事業者に推測され、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

#### （行政文書の開示義務）

##### 第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第2号省略）

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（イ省略）

（第4号及び第5号省略）

お問合せ先

市民局市民情報課長 平賀 国生 Tel 045-671-3881